

パブリックコメントの主な意見について

(業務範囲) ⇒ ガイドライン p18 に追記

- 改築更新工事・業務の範囲について、処理区内の処理場施設や管路の更新、付け替えは運営権の範囲である、等の考え方を明確に示すべき。

(改築更新) ⇒ ガイドライン p24 に追記

- 改築更新工事の実施と一般会計繰出金及び国庫補助金相当額の実際の支払いの有無の関係性について、考え方を整備すべき。
- 「下水道法第 4 条に基づいて定められた事業計画の範囲内で実施する必要がある」と記載されているが、改築時に構造的・性能的に満足する処理方式への変更については柔軟に実施できるようにすべき。

(下水道利用料金) ⇒ ガイドライン p26 を修正

- 「運営権者に生じる一定程度の利益や内部留保は許容されると考えられる。」とあるが、この根拠を明確化すべきである。

(強制徴収) ⇒ ガイドライン p30 は原文のまま

- 下水道利用料金の滞納に対しては、管理者が強制徴収を可能とする手続きを定める、もしくは運営権者による強制徴収が可能となる仕組みを検討すべき。
- 下水道使用料金の滞納により発生する減収分の補填等の方式について検討すべき。

(プロフィットシェアリング) ⇒ ガイドライン p21 及び p39 に追記

- 運営権者の努力により、各事業年度の収益があらかじめ規定された基準を上回る場合は、運営権者のプロフィットとして認めるべき。
- 収益が予め定められた基準を上回った場合のプロフィットシェアリングについて言及されているが、予め定められた基準を下回った場合に対するリスクシェアリングについても記載すべき。

(運営権対価) ⇒ ガイドライン p39 は原文のまま、p40 の表を修正

- 「運営権対価の支払い方法は一括・分割を選択することができる」とされているが、一括払いを優先した記載とすべきと考える。
- 運営権対価を分割払いとする場合には、入札時の競争が促進されるメリットが考えられる一方、運営権者の撤退が容易になる等、デメリットがあることを記載すべき。

(情報整備、マーケットサウンディング、デューデリジェンス)**⇒ ガイドライン p49 及び p55 に追記**

- デューデリジェンスの際に公表される情報の項目を実施方針に提示すべき。
- デューデリジェンスにおいて現地の施設確認も可能であることを明記すべき。

(VFMによる算定及び評価)

⇒ **ガイドライン p52 に追記**

- VFMによる評価の他、「下水道技術者の減少を背景とした技術継承や事業継続」「更新設備投資や需要変動リスクなどを民間へ移転」「自治体の財務改善効果」「経済波及効果」など、多面的な評価手法についても検討すべき。
- 本来官が行っている運營業務を代行するため、現在積算体系にないマネジメントフィーが民にも必要となることから、PSC 算出については運営マネジメントフィーを適切に積み上げるべき。

(予定価格) ⇒ **ガイドライン p63 に追記**

- 現状で実施していない維持管理を「性能規定」として民間側に転嫁することのないよう、予定価格の算出に際しては適正な維持管理に基づいた根拠により算出してほしい。

(リスク分担) ⇒ **ガイドライン p67 以降のリスク分担表を一部修正**

- 不可抗力事象については、原則管理者が対応すべき。
- 広く一般的な法令変更リスクを全て民間が負担するのは酷であり、協議出来る余地を残すべき。
- 「事業開始後の住民の反対運動・訴訟に起因する事業期間の変更、中断、延期、及び施設の物理的破損」の負担者は運営権者となっているが、当該リスクを運営権者が負担するのではなく、管理者が負担とすべき。
- 将来の人口減少や節水による需要量の変動リスクに対する考え方を記載すべき。
- 管理者等が策定した計画に基づき施設の運営を行うこととなるが、デューデリジェンスですべてのリスクを見極めることは困難であると考えられ、一定期間（2年間）後についても管理者が施設瑕疵について責を負うべき。